

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 政令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針
- 第2 政令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項
- 第3 政令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項
- 第4 政令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

福岡ひびき信用金庫の金融円滑化基本方針

福岡ひびき信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「中小企業者等金融円滑化法」の趣旨を踏まえ以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るために理事会において本基本方針、金融円滑化管理の基本方針及び金融円滑化管理規程を策定し、また、金融円滑化管理責任者を選任しました。
- (2) 本部に、お客様の経営改善支援専担部員として中小企業診断士の資格を有する職員、住宅ローンの条件変更等のご相談には住宅ローン業務に精通した職員を配置し、金融円滑化への取り組みを強化しております。【専用電話番号】 中小企業の事業主のお客様 .0120-732-380
住宅ローンをご利用のお客様 .0120-678-955
- (3) お客様からの融資取引に係る問い合わせ、相談、要望への対応を適切に実施するために、金融円滑化法に関する事項や事業価値を見極める能力向上を目的とした営業店職員研修を随時実施します。
- (4) 休日における融資や貸付条件変更等のご相談窓口を、平成22年1月16日から平成22年3月28日までの間、当金庫本店営業部及び三萩野支店に開設しました。
〔土曜日、日曜日（祝日は除く）午前10時から午後3時まで〕
 - ・ 本店営業部 北九州市八幡東区尾倉2-8-1 .093-661-2411
 - ・ 三萩野支店 北九州市小倉北区黄金2-8-20 .093-922-1111
- (5) 当金庫では営業店における金融円滑化管理責任者は支店長、担当者は次長を任命し、金融円滑化の体制整備を図るとともに、金融仲介機能の積極的な発揮に努めてまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申込があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

(電話は直通です。)

	中小企業の事業主のお客さま	住宅ローンご利用のお客さま
金融円滑化相談窓口	0120-732-380	0120-678-955

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3,166	16,324	23,040	27,549	32,543	41,032	46,908	49,848	53,833	60,977		
うち、実行に係る貸付債権の額	1,776	12,382	19,281	24,447	29,756	37,123	42,129	46,160	49,952	55,023		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	6	1,134	1,419	1,539	1,575	1,650	1,683	1,772	1,924		
うち、審査中の貸付債権の額	1,390	3,832	2,367	1,352	869	1,105	1,833	666	712	2,401		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	102	256	328	378	1,227	1,294	1,337	1,395	1,628		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	115	3,425	6,043	8,167	9,956	12,013	13,712	15,031	16,172	17,673		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	6	28	90	162	190	237	240	264	306		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	107	715	1,018	1,319	1,549	1,910	2,116	2,294	2,469	2,760		
うち、実行に係る貸付債権の数	35	514	851	1,133	1,385	1,684	1,911	2,067	2,253	2,471		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	21	44	59	67	72	78	90	100		
うち、審査中の貸付債権の数	72	184	114	102	54	90	51	59	29	80		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	16	32	40	51	69	82	90	97	109		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	20	325	515	698	833	973	1,090	1,172	1,266	1,369		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	1	7	14	25	30	33	34	37	44		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	256	492	808	929	1,173	1,423	1,576	1,687	1,800	1,976		
うち、実行に係る貸付債権の額	74	339	500	732	834	1,047	1,201	1,277	1,414	1,541		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	17	32	59	74	85	85	116	116	154		
うち、審査中の貸付債権の額	181	131	243	58	142	132	79	83	34	21		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	4	32	79	122	158	209	209	234	258		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	18	43	69	80	100	122	130	139	146	159		
うち、実行に係る貸付債権の数	6	27	41	59	68	86	97	102	110	119		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	2	5	6	8	8	11	11	14		
うち、審査中の貸付債権の数	12	13	20	6	11	10	4	5	3	3		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	6	10	15	18	21	21	22	23		